

<建築物確認検査手数料一覧> 赤字部分(型式部材等製造者認証に係る手数料の減額の取扱い)は平成29年7月1日申請受付分から適用します。

床面積の合計(m ²)※2		区分別料金(円)※7			
		確認申請※1	中間検査※3	完了検査※4	
				中間検査有	中間検査無
100以内	法6条の4該当※5	18,000	19,000	19,000	21,000
	上記以外	28,000	24,000	27,000	29,000
	構造計算有※6	54,000			
100～200以内	法6条の4該当※5	25,000	25,000	28,000	30,000
	上記以外	37,000	35,000	34,000	36,000
	構造計算有※6	72,000			
200～500以内	法6条の4該当※5	36,000	30,000	43,000	45,000
	上記以外	68,000	58,000	53,000	55,000
	構造計算有※6	90,000			
500～1,000以内		120,000	78,000	110,000	115,000
1,000～2,000以内		150,000	115,000	135,000	140,000
2,000～3,000以内		245,000	140,000	155,000	160,000
3,000～4,000以内		310,000	160,000	195,000	200,000
4,000～5,000以内		370,000	185,000	220,000	225,000
5,000～10,000以内		430,000	220,000	265,000	270,000

※1 同一棟の増築の場合は、増築部分の面積に既存部分の面積の1/2を加算した面積とします。

※2 計画変更の場合は、当該変更部分の面積の1/2を床面積の合計とします。ただし、その面積が30㎡以内の場合は7,000円、30～100㎡以内の場合は12,000円とします。

※3 中間検査の場合は、当該検査部分の面積の合計とします。

※4 当社が中間検査を行っているものについては、「中間検査有」を適用します。

※5 法6条の4に該当するもののうち、型式適合認定、型式部材等製造者認証に係るものの確認申請については、別表により減額します。(中間検査、完了検査については減額対象外)

※6 法律上、構造計算書の添付が必要な建築物の場合に適用します。

※7 多量の申請が見込める場合、業務量の削減ができる場合などは別途協議により減額します。

※8 建築基準法第6条の3第1項ただし書きによるルート2審査又は基準法施行令第135条の5に規定する天空率による審査を行う場合(確認後新たにルート2審査又は天空率による審査を行う計画変更の場合を含みます)は手数料を加算します。

種別\区分	確認申請	(計画変更)	完了検査
昇降機	19,000	(10,000)	25,000
工作物	22,000	(11,000)	23,000

※5 減額手数料(型式部材等製造者認証)

床面積(m ²)	確認申請に係る減額手数料(円)
100以内	-2,000
100~200以内	-3,000
200~500以内	-4,000
500~1,000以内	-12,000
1,000~2,000以内	-15,000
2,000~3,000以内	-25,000
3,000~4,000以内	-31,000
4,000~5,000以内	-37,000
5,000~10,000以内	-43,000

※8 加算手数料(ルート2審査又は天空率による審査)

床面積(m ²)	加算手数料(円)	
	ルート2審査を行う場合	天空率の審査を行う場合
1,000以内	70,000	8,000
1,000を超え2,000以内	100,000	
2,000を超え10,000以内	150,000	